

○電気通信主任技術者規則（昭和六十年郵政省令第二十七号）の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 法第四十五条第一項の規定による電気通信主任技術者の選任は、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 電気通信主任技術者試験（第七条―第二十五条）</p> <p>第三章 電気通信主任技術者資格の養成課程（第二十六条―第三十六条）</p> <p>第四章 電気通信主任技術者資格の認定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第五章 電気通信主任技術者資格者証の交付（第三十九条―第四十三条）</p> <p>第六章 指定試験機関（第四十四条―第五十七条）</p> <p>第七章 雑則（第五十八条・第五十九条）</p> <p>附則</p> <p>（電気通信主任技術者の選任等）</p> <p>第三条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

る業務を開始する前に、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

4 法第四十五条第一項の総務省令で定める事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項は次のとおりとする。

一 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する業務の計画の立案並びにその計画に基づく業務の適切な実施に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 工事実施体制（工事実施者と設備運用者による確認を含む。）及び工事手順に関する事項

ロ 運転又は操作の運用監視に係る方針、体制及び方法に関する事項
ハ 定期的なソフトウェアのリスク分析及び更新に関する事項

二 適正な設備容量の確保に関する事項
ニ 事業用電気通信設備の事故発生時の従事者への指揮及び命令並び

に事故収束後の再発防止に向けた計画の策定に関する事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 速やかな故障検知、故障箇所特定のためにとるべき対応に関する事項

ロ 定型的な応急復旧措置に係る取組、製造業者等や接続事業者との連携に関する事項

ハ 障害の極小化対策に関する事項
三 その他、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し必要と認められる事項（次に掲げる事項を含む。）

イ 選任された事業場における、事業用電気通信設備の工事、維持及

び運用を行う者に対する教育及び訓練の計画の立案及び実施に関する事項

ロ 日常の監督業務を通じた、管理規程の実施状況の把握及び見直しに関する事項

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（**第七項**）において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第一号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業場における事業用電気通信設備が、他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により、当該事業場に係る電気通信主任技術者が選任されている場合とする。

5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、前条第一項第二号の規定に基づく電気通信主任技術者の選任について法第四十五条第一項ただし書

(電気通信主任技術者の選任を要しない場合)

第三条の二 法第四十五条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、事業用電気通信設備の設置の範囲が一の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（**第四項**）において単に「指定都市」という。）にあつてはその区の区域）を超えない場合のうち、当該区域における利用者の数が三万未満である場合であつて、次の各号のいずれかに該当する者が配置されている場合とする。

一 四 (略)

2・3 (略)

の総務省令で定める場合は、同号に規定する事業用電気通信設備を設置する都道府県における事業用電気通信設備が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 公衆無線LANアクセスサービスの提供にのみ用いられるものであつて、次のいずれかに該当するもののみである場合

イ 適合表示端末機器

ロ 法第五十二条第一項の規定に基づき総務大臣の認可を受けて定める技術的条件（同項に規定する技術基準を含む。）に適合していることについて法第五十三条第一項に規定する登録認定機関又は法第百四条第二項に規定する承認認定機関が認定した端末機器

二 他の電気通信事業者により設置され、当該電気通信事業者により、当該都道府県に係る電気通信主任技術者が選任されている場合

6 電気通信事業者は、第四項又は前項第一号の場合において、当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者を選任しないときは、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者の名称

二 当該事業場又は当該都道府県における事業用電気通信設備を設置した他の電気通信事業者が選任した当該事業場又は当該都道府県に係る電気通信主任技術者の氏名

7 (略)

4 (略)

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 法第四十六条第二項の総務省令で定める電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の範囲は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 第二項及び第四項 の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項、 第二項及び第四項 の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

(講習の期間)

第四十三条の三 法第四十九条第四項の規定により、電気通信事業者は、

電気通信主任技術者を選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に選任の日から一年以内に事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項の監督に關し登録講習機関が行う講習（以下この条において「講習」という。）を受けさせなければならない。ただし、当該電気通信主任技術者が、次の各号のいずれかに該当する者である場合は、この限りでない。

一 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から二年を経過しない者（次号に該当する者を除く。）

(資格者証の種類による監督の範囲)

第六条 (同上)

資格者証の種類	範囲
一 伝送交換主任技術者資格者証	法第四十一条第一項 及び第二項 の電気通信事業の用に供する伝送交換設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用
二 線路主任技術者資格者証	法第四十一条第一項 及び第二項 の電気通信事業の用に供する線路設備並びにこれらに附属する設備の工事、維持及び運用

<p>二 講習の修了証の交付を受けた日から二年を経過しない者</p> <p>2 電気通信事業者は、前項第一号に該当する者を電気通信主任技術者に選任したときは、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ、当該電気通信主任技術者に電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた日から三年以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>3 電気通信事業者は、第一項の規定により講習を受けさせなければならない場合を除き、その電気通信主任技術者資格者証の種類に応じ講習を受けた当該電気通信主任技術者に、その講習の行われた日の属する月の翌月の一日から起算して三年以内に講習を受けさせなければならない。</p> <p>当該講習を受けた日以降についても同様とする。</p>	
--	--

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十三号）の施行の日（平成〇〇年〇月〇日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に電気通信主任技術者を選任している電気通信事業者については、この省令の施行の日当該電気通信主任技術者を選任したとみなして、この省令による改正後の電気通信主任技術者規則第四十三の三の規定を適用する。